

Title	福沢諭吉『分権論』における公共性
Sub Title	
Author	山内, 崇史(Yamauchi, Takashi)
Publisher	慶應義塾福沢研究センター
Publication year	2019
Jtitle	近代日本研究 (Bulletin of modern Japanese studies). Vol.35, (2018.), p.183- 206
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	研究ノート
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN10005325-20180000-0183

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

福沢諭吉『分権論』における公共性

山内崇史

一 本論考における思想史研究の意義と現代

本論考の目的は、近代の日本政治思想史⁽¹⁾における福沢諭吉の『分権論』⁽²⁾に表出している公共性の意識を、テキストの文脈を追いながら知識人の意思内在的に記述推論・分析することによって、現代日本の見地に照らし⁽³⁾て応答可能性などをひとつの側面で明らかにしていくところにある。その意味で定性的な実証科学研究の一領域である。⁽⁴⁾その際、筆者がこの論考に着目する理由は、現代のいわゆる多元論に求めることが出来る。

その多元論とはG・サルトリ、A・F・ベントレー、D・B・トルーマン、R・A・ダール、T・J・ローウイらが築いた多党制と集団的意思決定に関する研究に共通する思想として「代表的民主主義の制度的な

特徴」である「権力や権威の中心が一つではなく複数あることを意味する」ものである。⁽⁵⁾ 当然、そうした研究には一党独裁制に対する批判と反省が含意されていると筆者には思われる。

本論考は具体的に言えば公共政策研究の中でもとりわけ思想史的なアプローチを指すものである。我々が有権者として日々耳目にする現代日本の政治的現象を読み解くに当たり、『学問のすゝめ』によって当時一般の読者に支持された福沢諭吉という知識人が『分権論』と題した論考を書き残していることの意味を問いたい。何故なら『分権論』という論考は先に述べた多元論を現代日本で理解する上で、初期近代におけるまとまった研究として着目されるべき論考であり、ここでは筆者の見解では公共性が課題となつていると言えるからである。その公共性とは現代日本に立脚すれば、人権や法規範の課題（公共の福祉や立憲主義）であると思われる。

更に、ハーバーマスの研究書『公共性の構造転換——市民社会の一カテゴリーについての探求』⁽⁶⁾に現れている思想史的な側面を棄却してしまうことは出来ないであろう。従い、ハーバーマスを代表とする公共性の研究はもとより、日本における内実の問いはなされるべきはずである。冷戦終結後の今日、保革（保守・革新）の対立軸が依然有効であるとしても、それが果たして永続的な政治や豊かさをもたらすべき政策に資するものとなり得るのか。筆者はやはりそこに収斂するだけでは公共性は成立し得ないのではないかという問いを抱いている。そこで問いを立ててみたいのが現代の議会制民主主義の基礎となる初期近代の思想とそれを形成する言説がいかなる内実であったのかということである。

なお『分権論』の後に著された福沢の『通俗民権論』には前文に「其仕事の手始は、人民会議より外ならず」とあり、「第一章総論」には「本編の主義として、一方に政府を立て一方に人民を立つれば、上の圧制を

免れて下の権利を伸ばさんことを勉めざる可らず」という『分権論』に照応する記述もある。⁽⁷⁾ 本論考が『分権論』に着目するのはよく知られている『通俗民権論』と『通俗国権論』より先に書かれたテキストとして近代啓蒙思想家である福沢の公共性の意識を探る上で、尊重されるべきであることも理由である。

既存の研究は題目に『分権論』を冠したものは僅かに一点であるが、直接的に扱ったものではないにせよ他に『分権論』に関係する研究は認められる。⁽⁹⁾ 従って、これらに批判的・建設的な検討を加え、知見を引き出すのが科学的に妥当と言えよう。⁽¹⁰⁾ その際、本論考では研究の方法論的な試みとして、最初に筆者なりのテキスト分析の結果と知見を論述し、後に既存の論説を考察することとした。

法や権利の公共性の意識は日本人にはあまり馴染まないという過去の一般的な見解があり、川島武宜『日本人の法意識』⁽¹¹⁾ もそれに肉薄した研究書であるが、公共性の意識が希薄であるとするならば、それは現代日本政治における国政・地方選挙の低投票率という問題へのひとつの解答とすることも出来るであろう。⁽¹²⁾ しかしながら、それを以って日本人には公共性の意識が希薄でありそこから論理的に飛躍して「無い」と虚無的に有権者が了解して益々政治的不参加・政治的無関心が担保されてしまうという政治の理解の仕方とその陥穽は、今日極めて重要な立憲主義に資するものとは言い難い。⁽¹³⁾

立憲主義とは規範の法定化による恣意的な権力からの自由という理解が一般的であるが、その法規範と法が保障する権利（それは日本国憲法が定める各種の人権となつて今日我々が享受している人類史的な普遍価値である）を鑑みる時、人権について限定的ではあつたが成立した立憲の前史として福沢諭吉『分権論』に現れた公共性の意識は、研究の意味があると言えるであろう。近年、公共政策学が提唱されているのも、官学であつた政策研究や政策科学を民間の学のものにする営為であると思われる。なおテキストの分析に用いる底本は

『福沢諭吉全集』に比して入手の容易な『福沢諭吉選集』（第五卷）とする。

二 『分権論』の「後記」と「解説」

『福沢諭吉選集』（第五卷）所収の編集代表富田正文による「後記」によれば、『分権論』が著されたのは熊本神風連の変や秋月・萩の乱が相次いで起きた同年秋頃の明治九（一八七六）年十一月半ばから約ひと月に掛けてである。大日本帝国憲法は明治三二（一八八九）年二月一日の発布であって翌年の一月二十九日の施行であるが、これより一〇年を超えるほど前に著述された『分権論』は幕末という前近代に生まれ育った福沢諭吉というある個人（知識人）の公共性の意識の事例として一定の先駆的な価値があると言える。富田の「後記」によれば『分権論』については明治一〇（一八七七）年一月六日付の「板垣退助の礼状」が残されており、『福沢諭吉全集』第二二卷三六一頁の言説の引用がそこに記載されている。島海靖の「解説」によれば、公刊されたのは明治一〇年一月である。なお、書誌的な事柄も書かなくてはならないが、筆者が計画しているのは、丸山眞男が言うような前述の思想の応答可能性に基づいて、筆者なりにそのテキストの価値の普遍性に着目するところにある。以下に詳しく実証していく。

三 言説としての『分権論』の文脈と分析

(一) 卷末と冒頭の記述から言える解釈

唯一の直接的な既存の研究は石川一三夫「福沢諭吉の分権論——士族への期待」である。その石川論文のタイトルから言って推論出来るように、確かに福沢自身、『分権論』の末で「此一編は士族を目的にして論を立てたること」とは言っているが、しかし、直後の記述の文脈を追えば「必ずしも身分の士族なる者のみを指すに非ず」と断っており、「四民平等の世態」に立脚して「目的は唯、人の心身の働に在るのみ」とさえ言っているのである。⁽¹⁵⁾従って福沢の『分権論』巻頭からしばらく考察の続く「第一類」「第二類」の民権派、「第三類」の守旧派という士族の分類は勿論当時の時代状況を活写しているという意味で価値はあるが、通読すれば当時の士族階級のカテゴリーに終始している訳ではないことが分かる。

(二) 思想及び良心の自由と学問の自由(精神的自由権)

その分類の次では「苟も一国に政府を立てて、其政府の法に背く者あれば即ち賊なり」と言っているが、「然りと雖ども、……如何なる人民が如何なる不良不平の心を抱くも、之を外形に顕さざるの間は、政府の目を以て之を良民と認めざるを得ず」として内乱罪に対抗して、思想及び良心の自由(精神的自由権)も保障している。更にその士族の反乱という内乱は「政法に於て許す可らず」とされ、「故に賊の字は、現に其時代に

行はるる法律に對したる言葉」ではあるが、「學者の議論」についてはその内亂の「原因」「始末」「將來」を考察吟味するべきであると記述している。⁽¹⁷⁾これは特に法律と政治に関連した學問の自由ということを言っているものと推論出来る。勿論こうした前半の抵抗權否認と言えるような記述は、富田が前述の「後記」で指摘している「出版條例」というものに福沢が従わざるを得なかつた事實を示している。即ち『新版角川日本史辭典』における「付録／近現代」の「マス・コミ年表」の記述に従えば、⁽¹⁸⁾まず慶応四（一八六八）年六月に新聞紙の無許可發行が禁止され、翌年に開成學校（徳川幕府の開成所を吸収した、現在の東京大学の母体）などが管轄した發行許可主義の新聞紙印行條例の後、『分權論』執筆前年の明治八（一八七五）年に新聞納本制の新聞紙條例として出版の狀況が悪化した過程を意味していると思われる。『明六雜誌』もそれに抵抗して自主廃刊した。明治当時の納本制は今日のような性質のものではないということが事實から推論出来る。

（三） 本文欄外に残された重要な書き入れ

欄外の重要な書き入れにはまず「一國の政府と國とは、自から區別あり⁽²⁰⁾」という一文があり、それは政府・社會（社會構成員）を総合したものが一國であると理解しているものと思われる。そして本文では士族も平民も「等しく一國の人類」⁽²¹⁾であるから「學校の教育」⁽²²⁾は盛んでなければならぬとしている。また重要な書き入れに「力を消滅せずして、之を變形せしむ⁽²³⁾」としている一文がある（後に論じる安西敏三の研究によって明らかであるが、おそらくこれは日・スペンサーの影響であろう）。

四 国権という権利の二様の別

福沢は続けて「抑も国権に二様の別あり」として「法律を定る」ことや「外国交際」をする「政権」(ガールメント) 即ち government と、「住居する人民の幸福を謀る」ことの例として「衛生の法」を定めるなどの「治権」(アドミニストレーション) 即ち administration を挙げているが、筆者の見るところ、これは国政における統治と地方における自治を言っているものと推論出来る(傍点筆者)。勿論 government というのは戦前政府と戦後政府に大別出来るように、憲法に基付いた永続的な統治機構を意味し、administration とはその時々々の政治代表を意味するというのが、今日的には正確な理解であろう。福沢の意識においては、当時そのような理解もあり得たということになろう。

ここで福沢の『通俗民権論』についても一度押さえておきたいのであるが、本論考冒頭に引用したその言説の他に、「国会」よりも「民会」を先に立てるべきであるとした明確な記述がある。⁽²⁵⁾これは即ち、「政権」と「治権」という「国権」の中でも、「治権」にこそ民力のための意味があるということであるのは、『分権論』と『通俗民権論』のテキストにおける文脈からして明らかに言えるであろう。なお、この二つの著作は執筆時期として年次が連続して書かれたものであることも書き記しておきたい。

なお、「衛生の法」は当時において基本的に内務省衛生局の管轄であったが、今日、労働基準法から派生した姉妹法として労働安全衛生法(安衛法)という法律があり、労働と密着した現場で安全衛生という概念が重要になっている。福沢の議論はその先駆的な意識と言うことも出来るであろう。なお安衛法は昭和四七(一九七二)年に「昭和四十七年法律第五十七号」として立法されたものである。

福沢は北里研究所の前身である私立伝染病研究所の創立にも関わったということは一般によく知られているが、福沢が医学や「衛生の法」をどのように受容したのかは、適塾で学んだものか、その後の人的交流によるものか、また例えば『西洋事情』を執筆する段階で既に得ていた文献によるものか、興味深い論題と言える。『新版角川日本史辞典』⁽²⁷⁾によれば長与専齋が適塾に学び、内務省衛生局長となった旨の記載がある。おそらく適塾における蘭学で福沢の「衛生の法」と長与が従事した衛生局の間に共有する意識が育まれたものと思われる。なお内務省衛生局は現在の厚生労働省（旧厚生省）の母体となっている。⁽²⁸⁾

更に上記の「政権」と「治権」が「中央集権」「地方分権」の共存である旨も記されており、「民撰議院を以て分権の旨とする者」⁽³⁰⁾に批判を加え、「議院を首府に設立すると、地方に権を分つとは、全く別事にして互に関係なきもの」であり、その共存の必要性、即ち『分権論』の要諦が述べられている。その直後では福沢は「民撰議院の功用」は「中央に集めたる政権を誤用せしむること勿らんが為」であると記述している。自由民権運動を正しく導いてそれを肯定的に『分権論』を著述していると言える。

(五) 小幡篤次郎抄訳のトクヴィルと大蔵永常『広益国産考』

思想史的な面で注目に値する記述は「社友小幡君が抄訳せる仏人トクウヰル氏の論に云く」として「中央に政権を集合して又これに治権を集合するときは、非常」であり、それは即ち「不幸」であり「自己の意志を棄てて」⁽³¹⁾、丸山学説が抽出するような支配服従関係に墮するものである旨を直接的にはないが福沢なりの理解で引用している。そして「集権論者」は「殆ど人民の私を制せん」と誤謬しているとす。⁽³³⁾

その次にしばらく『広益国産考』が引用され考察が加えられているが、福沢によればこの論考は「天保十五

年浜松藩士大蔵永常翁の所著」であると紹介されているが、その直前では「西洋諸家の経済書」「西洋の経済論」「西洋の経済書」が批判的に述べられており、日本の文献を直接引用しこれに基づいていることは、『文明論之概略』巻之一第二章「西洋の文明を目的とする事」としていた過去とは若干著述に向けられた姿勢が変容していることを指し示している。その『文明論之概略』は松沢弘陽の「解説」（岩波文庫版）によれば『分権論』より一年前の明治八（一八七五）年八月二〇日に発売されたのであるが、同年同月三〇日付『郵便報知新聞』に掲載された丸屋善七による広告によれば「理論の著述」とされたものである。⁽³⁵⁾ なお参考のため『新版角川日本史辞典』における『広益国産考』の解説を以下に引用したい。⁽³⁶⁾

江戸後期の農書。大蔵永常著。八卷。一八四二年～一八五九年（天保一三年～安政六年）刊。江戸後期の商品経済の発展に対応する農家経営として、商業的農業と農産加工を力説する。（岩波・農書）

国立国会図書館の図書館情報に従うと、岩波文庫と『日本農書全集』第一四卷（農山漁村文化協会、昭和五三（一九七八）年）に収録があるということである。

（六）官制に対する批判と公共性に対する肯定

公共性に関して福沢は以下のことを指摘している。「私塾を開いて官校へ競ふこと」が出来ず、洋学者に「翻訳する者少なく」「翻訳を学ぶ者もなき」原因は、「官版の訳書」によって淘汰されるからであるとして⁽³⁹⁾いる。更には「政治の妙功」として政治運動が「国の元氣」であるとも記されているが、民力というものに福⁽⁴⁰⁾

沢は期待を込めていると考えられる。一方では当時の「公共の利害」が「其集る所の点を一様にする」ことも評価しており、それが反面で「治権と政権との関係」を活発に議論することが期されており、「双方互に過強過弱の弊を防て」「権力の平均を保護」するために「民撰議院」が要諦であるとしているのは特筆に値する⁽⁴¹⁾。論考末尾では「推考の愛国心を永遠に養ひ」、「独立の幸福を後世子孫に譲らんとする」ことが肝要であると論述⁽⁴²⁾、ここで『分権論』の議論をほぼ総括している。

四 既存の研究

(一) 小川原正道の研究

二〇一七年に小川原正道『西南戦争と自由民権⁽⁴³⁾』という研究書が刊行された。ここまで筆者が自身の見解で論述したところの『分権論』の記述と重複するところは少ないが、最新の『分権論』に関する研究として『分権論』を扱っている「第三章戦時下の福沢諭吉の思想」の内容と文脈を追っておきたい。

それによれば福沢が読んだ小幡篤次郎の抄訳トクヴィルは、脚注に詳しく既存の研究が示されているが、やはり主著『アメリカのデモクラシー』である⁽⁴⁴⁾。更に福沢が『分権論』（慶應義塾編『福沢諭吉全集』第四卷⁽⁴⁵⁾）を執筆した「この間に、西南戦争が勃発し、終焉した」とある⁽⁴⁶⁾。更に「守旧士族に提示すべき目標はこの治権しかない」としたと記述されている。なお筆者が着目した「治権」の「衛生」についても言及が認められる。特に政治史的な論証が詳しい。

以上は「第三章戦時下の福沢諭吉の思想」の「二、「自治の精神」に記述されているが、「三、「抵抗の精神」では「明治十年丁丑公論」（慶應義塾編『福沢諭吉全集』第六卷⁴⁷）が詳述されており、福沢が新聞紙条例（出版条例）によって守秘したことが明らかにされている。筆者には知ることの出来なかつた重要な学説と言わなくてはならない。『学問のすゝめ』（第七編）では抵抗権的な思想を否認していると読めるが、福沢がそれをどのような文献で知り得たのか。福沢は「明治十年丁丑公論」において「政府の専制」に抵抗するしかないと捉えていたのであり、それは「西南戦争の直後」に執筆された⁴⁸とある。福沢の没後に公刊されたが、岩波文庫・富田正文校訂『新訂福翁自伝』所収の「福沢諭吉年譜」⁴⁹によればそれは「明治十年丁丑公論・瘠我慢の説」という合本であり（明治三四（一九〇一）年五月刊）、それより前のもう一点として没後に公刊された論考に『福翁百余話』（同年四月刊）もあることを筆者は述べておきたい。

（二）安西敏三の研究

前述の『西南戦争と自由民権』の指摘の通り福沢は小幡の抄訳『アメリカのデモクラシー』を読んでいたのであるが、それに先立つ研究である安西敏三の研究によれば「福沢自ら後に通読し」た⁵⁰とある。更に『分権論』は「『学者安心論』の続編とも言うべき」であり、直後にH・スペンサーの『第一原理』における「物質不滅の原則」を援用している⁵¹とされている。「通読」したのは「ヘンリー・リーブ英訳本」のHenry Reeves, "The Republic of the United States of America and its Political Institutions"であると史料が明らかにされているが、明治一〇（一八七七）年六月二四日から七月二五日まで、「ノートをしながら通読」したとある⁵²。更に福沢は、トクヴィルは直接には「ニュー・イングランド」を記述しているのであるが、「薩長武士間に見られた社会契

約ないし「仲間の契約」について、『西洋事情』で学んだ「社会契約の有する意味の再認識」がされたのではないかと安西は推論している。安西によれば、それを証明する後の論考が認められ、明治二四（一八九一）年一〇月二八日に濃尾大地震が発生したが、「社会契約に則った政府の存在理由を明らかにし、罹災者」の救援を『時事新報』社説に寄せたとされている。⁽⁵³⁾ 社会契約とは自然権の理解であると推論出来るが、福沢がT・ホップズ、J・J・ルソー、J・ロックの代表的論者のいずれの思想を吸収していたのかということは大変興味深い論題である。勿論、モンテスキューなども法的な社会契約論を言っているように筆者には思われる。

なお福沢とトクヴィルの関係を問うということは安西敏三の『福沢論吉と自由主義——個人・自治・国体』⁽⁵⁴⁾で詳しく論じられている。それによれば、福沢はギゾー『ヨーロッパ文明史』を通してトクヴィルを読む以前から、あるいはそれ以降に「トクヴィル問題」を発見したと思われるとされるが、ギゾーにおいては「平等化」「民主化」「集権化」が共存するが、トクヴィルにおいては「民主化」「平等化」「分権化」が共存するという「集権化」と「分権化」の差異であるということも指摘されている。⁽⁵⁶⁾ このことは筆者が官制に対する批判と公共性に対する肯定とした福沢の政治認識の問題の背景にある思想史的文脈であると言える。

(三) 後平隆の研究

後平隆のフランス語学に基づいた研究によれば、福沢が『文明論之概略』執筆に用いたギゾーは、正確なところでは『ヨーロッパ文明史』の中で「ローマ帝国の崩壊以後のヨーロッパ」について論じ、「誰一人として考え付かなかった文明という独自の観点から語った」のであり、例示すれば「第三講では政治的正当性」を「第七講ではフランスブルジョワの性格」を「分析」しているのであるが、筆者も着目している『文明論之概

略』卷之四第八章「西洋文明の由来」において「福沢の要約からそれらは脱落している」とされている。⁽⁵⁷⁾更に、ギゾーの「統一と多様性」という論点も指摘されており、それは「紀元五世紀以来のヨーロッパ」の「古代文明にはみられない特徴」であると理解され、ヨーロッパ諸国はフランスを経過してそのフランスによって「文明」の「普遍性」を保障され、「それを可能にしたのは」フランス独自の「明晰さ、社交性、共感の才」であるとギゾー『ヨーロッパ文明史』が解釈されている。⁽⁵⁸⁾

「ギゾー vs. トクヴィル」という光源から福沢に照明を当てよう」と計画されて後平の研究はなされたものと記されているが、福沢の読んだトクヴィルは「さまざまな方向に推論を導いてくれる」とされ、その次頁から『分権論』が詳しく解釈されている。⁽⁵⁹⁾ 荏部直の「福沢論吉の「怨望」論」によれば、福沢は「不平士族」については「怨望」、即ち後平の学説では「トクヴィルの *envie*」を言うが、「ほかの場合」は「猜疑」「嫉妬」⁽⁶¹⁾と形容しているのではないかという福沢像が提出されている。⁽⁶²⁾

そして「政権」と「治権」が考察されているが、「治権」がその荏部の指摘する「不平士族」にとって重要であるのだが、後平によれば果たして政策的に「どうやって理解させればいいのか？」という論点から考察が加えられている。福沢の『分権論』においてそれは「霧散」したとされるが、それは「独立の市民」を形成するという「彼のほかの著作と太い糸でつながっている」ものと示されており、そのことの重要性の認識は『分権論』において小幡抄訳のトクヴィルを引用していることから明らかのように「ギゾーとは決定的に袂を分かつ」と解釈が施されている。⁽⁶³⁾ その意味では福沢はギゾーよりもトクヴィルを好んだと言える学説である。

小幡の抄訳は「家庭叢談二三号」に掲載されたと明らかにされているが、「第二部第六章「合衆国の公共的精神について」が議論の俎上に載せられており、「三種類の愛国心」が課題であるとされているところ、筆者

の理解では第一種の愛国心は郷土愛（小幡訳「天稟の愛国心」）、第二種の愛国心は遵法精神（小幡訳「推考の愛国心」）、第三種の愛国心は両者の中間に位置していると思われる。

後平に従うと、上記の三類型は「トクヴィルの論理展開」に従ったものであるが、これら愛国心は「フランス革命」を含意しており、「天稟の愛国心」はアンシャン・レジームの時代の旧体制フランス、次に第三種の革命状態の愛国心となり、最終的に「民主主義が定着した状態」の仏米となる。⁽⁶⁴⁾ イギリスのマグナ・カルタについては特に言及はないが、世界三大革命の発生したのは順にイギリス、フランス、アメリカであることは確かである。後平学説は正確なフランス語に従って、日本の法学や政治学だけでは容易には発見出来ない知見を示しており、小川原学説や安西学説と同じく価値が高いと思われる。

（四） 石川一三夫の研究

前述の石川論文⁽⁶⁵⁾が入手出来たので考察を加えて行きたい。この研究は平成四（一九九二）年の発表であり、二〇〇〇年以降の既述の研究に比して先駆的と言える。

石川によれば明治一〇（一八七七）年頃は「地方官会議が招集され、大区小区制の時代が終わって三新法体制が準備された時代」⁽⁶⁶⁾とされる。福沢において「地域社会の多様性」が認識されており「政権の集中」と「治権の分布」という「緊張関係」を包摂・含意しているとされる。⁽⁶⁷⁾ 更に「公共心」も一瞥されているが、筆者は公共性として着目したが、石川は福沢のそれを「国民国家の内部連関」として解釈している。⁽⁶⁸⁾ 福沢が石川の言葉で「歴史の推進力」「自治の担い手」として期待したのは「西洋の自由都市」に見受けられる「市民（ミドルクラス）」であったとされ、「国の良材たる「士族」」にその期待が寄せられたとされる。⁽⁶⁹⁾ その他の論述

は『通俗民権論』『通俗国権論』との対比・比較考量である。また冒頭で『分権論』が「地方自治論を正面切つて論じた最初の理論的著作といつてもよい」とされ、石川学説として理解出来るものである。⁽⁷⁰⁾

(五) 松田宏一郎の研究

『分権論』に関連する福沢の政治認識については、松田宏一郎「福沢諭吉と「公」・「私」・「分」の再発見」という論文が詳しい。⁽⁷¹⁾ 松田によれば、大久保利通は「単純な政府によるコントロール至上主義」とも「逆の放任主義」とも異なる「緊張をはらむ「分界」意識をもっていた」(「分界」は『通俗民権論』における福沢の記述を指し示していると思われる)とされ、その大久保が「旧幕臣出身者や地方官経験者を重視」したことを強調している。更にその論点について「福沢と政府側の「智力」・「人物」との間に、問題の所在についての相当程度の共通認識があったことは否定できない」とし、「福沢が日本統治についての認識において、実際に政務にかかわる人々と共有出来る基盤があったことを示している」という松田学説を論述している。

今日、公共政策学という学問が構築されており、筆者はそれを官学であった政策研究や政策科学を民間のものにするための営為であると考えている。福沢が在野でありながら、なお統治権者と共通認識を持つていたという指摘は、公共政策学の在り方を最終的にどう位置付けるかという関係性として、よく考えなければならぬ課題であると思われる。

五 テキスト分析と既存の研究の検証結果

福沢の『分権論』を題材にしたテキスト分析という筆者なりの社会科学における記述推論をした結果として、法学・政治学的な論点、即ちそれは権利（人権及び政権と治権）、法的規範（精神的自由権への意識）、公共性（遵法精神といった現代の公共の福祉の課題）という論点を浮かび上げさせ、指摘することが出来たと思われる。

一般説として「公共の福祉」とは法学・政治学上の空理空論ではなく、近年誤った認識がなされている向きもあるようであるが、憲法学上は個人の人權と個人の人權を互いに自由に伸張する時に両立が困難な場合、司法が裁定・調停するという判例の積み重ねである。それが法学・政治学的には社会契約（契約とは民法的には申込と承諾という法的に相互的な意思表示の合致である）というものの双務性（教育・勤労・納税の対価としての統治）・片務性（恣意的な権力から自由である基本的人權と立憲主義）における公共性の問題である。

その公共性とは福沢の『分権論』において『文明論之概略』と共通項を持つ、「自由」という基調だったという指摘が複数の研究者による学説史上からも、言うことが出来るであろう。なお、辻清明『日本の地方自治』⁽⁷²⁾でも福沢の『分権論』に言及はあるが、引用に留まっていると言つてよいと思われる。そこでは「推考の愛国心」が着目されている。

『分権論』における福沢に従つて、「公共」という概念が政府・社会・個人が「分権」するための「自由」、即ち自治の自由という価値を特に含意しているのであれば、立憲主義という近現代における最大の規範に基づ

くべきと推論出来る公共政策も、本質的に民主的な「自由」という価値を分配するものでなくてはならないであろう。その自由主義とは資本主義型の議会制民主主義を意味するという藤原保信の学説があるが、⁽⁷³⁾一般的な理解としてそうであろう。そしてそれは多党制と集団的意思決定に関わる論題であると言える。

福沢が「リベルチ」を言う時、そこで思想的な文献として安西敏三はブラックストンの『イングランド法積義』にある“Political or Civil Liberty”を基礎に推論して「政事の自由」を導き出しているであろうとしている。⁽⁷⁴⁾これは恐らく日本国憲法前文の「自由のもたらす恵沢」と思想的に呼応すると言って良い論題であろう。

その意味で憲法の財産権規定や民法に言う所有権絶対の原則を立憲主義に照らして遵法し、その富のために選挙に行くということは、「自由」と富を保障するものであると言える。その観点からして福沢の思想における『分権論』に現れた公共性の意識は普遍性を帯びて政治的不参加・政治的無関心に陥っている我々に応答して「自由」を投げ掛けていると言えるであろう。

以上明らかにしたところを以って本論考の考察を終えることとしたい。

注

- (1) 日本政治思想史という学問は丸山眞男『日本政治思想史研究』（東京大学出版会、昭和二七（一九五二）年）によつて開始された戦後の学問であるというのが一般説である。勿論、『文学に現はれたる我が国民思想の研究』をものした津田左右吉の存在も無視することは出来ない。なお丸山眞男「科学としての政治学」松本礼二編注『政治の世
界他十篇』（岩波文庫、平成二六（二〇一四）年、所収）、二二頁によれば、「我国における科学としての政治学の樹

立者」は小野塚喜平次とされるが主著は『政治学大綱』（博文館、明治三六（一九〇三）年）であり、その後日本政治史の研究は吉野作造によって樹立された旨の記述が認められる（「科学としての政治学」、一五頁）。言うまでもなく日本において日本についての科学的な政治思想史研究は丸山によって開始されたものである。しかし既にルース・ベネディクトの『菊と刀』がよく知られているように、アメリカで対戦国調査研究として帝政日本のイデオロギー研究が存在していることも注意喚起が必要であろう。丸山はその戦中日本のイデオロギーの反省の上に立ち、よく言われるような皇統史観（記紀神話史観）を乗り越えているのである。

(2) 福沢諭吉「分権論」編集代表富田正文『福沢諭吉選集』第五卷（岩波書店、昭和五六（一九八一）年、所収）、参照。本論考のテキストの引用はこれに依拠したものである。

(3) 丸山眞男「思想史の考え方について——類型・範囲・対象——」『忠誠と反逆』（ちくま学芸文庫、平成一〇（一九九八）年、所収）、四五〇頁。この思想の応答性は丸山のこの論考の中で「思想の意味を考える」ための「基準」の「第一」に掲げられている重要な問題である。英語では「answerability」（応答可能性）と言ったことが出来るであろう。現代の見地から、過去と対話するという歴史学的作業の重要性は、E・H・カー著、清水幾太郎訳『歴史とは何か』（岩波新書、昭和三七（一九六二）年）、参照。また、丸山眞男の弟子である松本三之介『明治精神の構造』（岩波現代文庫、平成二四（二〇一二年）年）、v頁では「思想内在的」という方法が指摘されている。筆者の「意思内在的」という読み方は法学とりわけ民法の意思表示を援用している。一方で筆者は「テキスト論」という解釈の方法にも影響を受けている。これまで述べたこと総合すると筆者の本論考の方法の前提は過去の書き手と現在の読み手との直接の対話（傍点筆者）と言ったことが出来る。

(4) KKV・G・キング、R・O・コヘイン、S・ヴァーバ著、真淵勝監訳『社会科学のリサーチ・デザイン——定性的研究における科学的推論』（勁草書房、平成一六（二〇〇四）年）及び、高根正昭『創造の方法学』（講談社現代新書、昭和五四（一九七九）年）、参照。筆者が意思内在的と言っているのは権利の意識と法の意識は法学的に意思

表示（権利の法的な行使）に関わるからである。なお丸山眞男『文明論之概略』を読む上（岩波新書、昭和六一（一九八六）年、一一～一二頁では丸山の指導教授であった南原繁が過去の思想家を「あの人はね」云々と丸山に語り、「それぞれの政治哲学と先生の政治哲学との直接の対話」（傍点原文）という「先生の学問の本質的特徴」が指摘されているが、筆者の特に今回の研究における試みとしての意思内在的という理解はそういうところに影響がある。なお南原のその研究成果は南原繁『国家と宗教——ヨーロッパ精神史の研究』（岩波文庫、平成二六（二〇一四）年）として近年一般に入手出来るものとなったところである。

(5) 樋渡由美「多元主義」(pluralism) 猪口孝、大澤真幸、岡沢憲美、山本吉宣、ステイブ・R・リード編『縮刷版』政治学事典』（弘文堂、平成一六（二〇〇四）年）、七〇四～七〇五頁。

(6) ユルゲン・ハーバーマズ著、細谷貞雄、山田正行訳『公共性の構造転換——市民社会の一カテゴリーについての探求』第二版（未来社、平成六（一九九四）年）、参照。

(7) 福沢諭吉「通俗民権論」編集代表富田正文『福沢諭吉選集』第五卷（岩波書店、昭和五六（一九八二）年、所収）、八九、九四頁。

(8) 石川一三夫「福沢諭吉の分権論——士族への期待」『阪大法学』第四二巻第二・三号下巻（通巻第一六四・一六五号）（大阪大学大学院法学研究科、平成四（一九九二）年一月）、参照。この唯一の『分権論』を冠した論文を知ったのは 国立情報学研究所 CiNii <https://ci.nii.ac.jp/> と国立国会図書館オンライン NDL ONLINE <https://ndlonline.ndl.go.jp/> による（平成三〇（二〇一八）年二月二日、閲覧）。

(9) 一般に入手出来る論文は科学技術振興機構のウェブ・データベース J-STAGE や国立情報学研究所のウェブ・データベース CiNii を参照（平成三〇（二〇一八）年二月二日、閲覧）。

(10) 日本学術振興会「科学の健全な発展のために」編集委員会編『科学の健全な発展のために——誠実な科学者の心得』（丸善出版、平成二七（二〇一五）年）、参照。科学と聞くと理工系や医学・生命系の印象が強いように思われる

が、前掲のいわゆる「KKV」のみならずこの書でも人文・社会系の学問も科学研究である旨が複数回記載されている。

(11) 川島武宜『日本人の法意識』（岩波新書、昭和四二（一九六七）年）、参照。

(12) 【対談】ポリアーキーと現代の民主主義（ロバート・ダール／高島通敏）「ロバート・A・ダール著、高島通敏、前田脩訳『ポリアーキー』（岩波文庫、平成二六（二〇一四）年、所収）、三六八頁。このダールとの対談の中で、昭和五二（一九七七）年当時、日本においては官僚主義が政治的無関心を生んでいるということを高島は指摘している。なお立法、司法、行政の三権分立の中で、その行政とは憲法上は内閣（行政権）を意味しており、行政官僚のことではないことに注意されたい。当時に比して現在言われている政治の優位というものも内閣（行政権）の補強となっている。

(13) 丸山眞男「政治的無関心」松本礼二編注『政治の世界他十篇』（岩波文庫、平成二六（二〇一四）年、所収）、参照。丸山はこの論考で政策科学の領域をドロアとともに切り拓いたH・D・ラスウェルの学説を詳解しているが、そのドロアとH・D・ラスウェルの政策科学への貢献は、宮川公男『政策科学の基礎』（東洋経済新報社、平成六（一九九四）年）に詳しい。政策科学（policy science）は欧米で政策研究（policy study）としてスタートした学問であるようである。公共政策学の入門書はまだ少ないが、フランスのフーコー以来の言説分析（discourse analysis）が公共政策学においても重要である旨の記された秋吉貴雄、伊藤修一郎、北山俊哉『公共政策学の基礎 新版』（有斐閣ブックス、平成二七（二〇一五）年）や、結社の自由に特に章立てを設けている足立幸男編著『政策学的思考とは何か——公共政策学原論の試み』（勁草書房、平成一七（二〇〇五）年）などが参考になる。

(14) 安武真隆「立憲主義」（constitutionalism）猪口孝、大澤真幸、岡沢憲美、山本吉宣、ステイブン・R・リード編『縮刷版』政治学事典』（弘文堂、平成一六（二〇〇四）年）、一二九頁。「立憲主義」（Konstitutionalismus）、我妻栄編集代表『新版 新法律学辞典』（有斐閣、昭和四二（一九六七）年）、一二二六頁。

- (15) 前掲、福沢諭吉「分権論」『福沢諭吉選集』第五卷、七八頁。
- (16) 前掲、福沢諭吉「分権論」『福沢諭吉選集』第五卷、一五頁。
- (17) 前掲、福沢諭吉「分権論」『福沢諭吉選集』第五卷、一五～一六頁。
- (18) 朝尾直弘、宇野俊一、田中琢編『新版角川日本史辞典』（角川書店、平成八（一九九六）年、一四〇〇頁）。
- (19) なお、今日では全ての国内の公刊物が国立国会図書館にも納本されることになっていることも指摘しておきたい。勿論それによって学問と研究の自由という公共政策的な便益が図られている。
- (20) 前掲、福沢諭吉「分権論」『福沢諭吉選集』第五卷、三六頁。
- (21) 前掲、福沢諭吉「分権論」『福沢諭吉選集』第五卷、三六頁。
- (22) 前掲、福沢諭吉「分権論」『福沢諭吉選集』第五卷、三七頁。
- (23) 前掲、福沢諭吉「分権論」『福沢諭吉選集』第五卷、四三頁。
- (24) 前掲、福沢諭吉「分権論」『福沢諭吉選集』第五卷、四四～四五頁。
- (25) 前掲、福沢諭吉「通俗民権論」『福沢諭吉選集』第五卷、九八頁。
- (26) 竹原万雄「明治初期の衛生政策構想——『内務省衛生局雑誌』を中心に」『日本医史学雑誌』第五五卷第四号（日本医史学会、平成二一（二〇〇九）年十二月）、参照。
- (27) 前掲、朝尾直弘、宇野俊一、田中琢編『新版角川日本史辞典』、七八七頁。
- (28) J A C A R (アジア歴史資料センター) Ref:A17110312000* 厚生省創立二〇周年記念式典における厚生省沿革報告（国立公文書館）。
- (29) 前掲、福沢諭吉「分権論」『福沢諭吉選集』第五卷、四六頁。
- (30) 前掲、福沢諭吉「分権論」『福沢諭吉選集』第五卷、四七頁。
- (31) 前掲、福沢諭吉「分権論」『福沢諭吉選集』第五卷、四八頁。

- (32) 丸山眞男「政治学入門（第一版）」松本礼二編注『政治の世界他十篇』（岩波文庫、平成二六〔二〇一四〕年、所収）、二五〇頁。丸山の記述では「支配」にドイツ語の（Herrschaft）が付記されている。『マイスター独和辞典』（大修館書店）を引くと、定冠詞を付けた場合は「die Herrschaft」であるが、英語対訳では「rule」と記されている。
- (33) 前掲、福沢諭吉「分権論」『福沢諭吉選集』第五卷、四九頁。
- (34) 前掲、福沢諭吉「分権論」『福沢諭吉選集』第五卷、五三～五四頁。
- (35) 前掲、丸山眞男『文明論之概略』を読む』上、五〇頁にも同様の指摘があり、「まえがき」vii～viii頁によれば「過去の多くの方々の福沢研究」にも謝辞を述べ、「福沢自筆原稿の閲覧に便宜を賜った慶應義塾の土橋俊一氏と丸山信氏とに」「特に厚く御礼を申し上げたい」ということも謝辞が述べられている。特に丸山の同時代の遠山茂樹にも福沢研究があり、例えば「福沢諭吉の独立自尊」教育技術連盟編『教育技術』六（八）（小学館、昭和二六〔一九五一年一月一〇月）などは先駆的な研究であろう（国立国会図書館 NDL ONLINE、平成三〇〔二〇一八〕年三月二二日閲覧）。また時事新報社で福沢から編集権を託されたとされている石河幹明にも『福沢諭吉伝』全四卷（岩波書店）という研究書がある（国立国会図書館 NDL ONLINE、平成三〇〔二〇一八〕年三月二二日、閲覧）。
- (36) 前掲、朝尾直弘、宇野俊一、田中琢編『新版角川日本史辞典』、三五四頁。
- (37) 国立国会図書館 NDL ONLINE（平成三〇〔二〇一八〕年二月二二日、閲覧）。
- (38) 大藏永常著、土橋喬雄校訂『広益国産考』（岩波文庫、平成七〔一九九五〕年、参照）。
- (39) 前掲、福沢諭吉「分権論」『福沢諭吉選集』第五卷、五五～五六頁。
- (40) 前掲、福沢諭吉「分権論」『福沢諭吉選集』第五卷、五七頁。
- (41) 前掲、福沢諭吉「分権論」『福沢諭吉選集』第五卷、六二頁。
- (42) 前掲、福沢諭吉「分権論」『福沢諭吉選集』第五卷、七五頁。
- (43) 小川原正道『西南戦争と自由民権』（慶應義塾大学出版会、平成二九〔二〇一七〕年、参照）。

- (44) 前掲、小川原正道『西南戦争と自由民権』、八六、九〇頁。一〇六頁記載の「註(五)」によれば、安西敏三、松田宏一郎、丸山眞男などがトクヴィルのテキストを指摘している模様である。それらの文献は同書を参照されたい。
- (45) 前掲、小川原正道『西南戦争と自由民権』、八五、一〇六頁、
- (46) 前掲、小川原正道『西南戦争と自由民権』、八七頁。
- (47) 前掲、小川原正道『西南戦争と自由民権』、九二、一〇七頁。
- (48) 前掲、小川原正道『西南戦争と自由民権』、九二頁。
- (49) 福沢諭吉著、富田正文校訂『新訂福翁自伝』(岩波文庫、昭和五三(一九七八)年)、三四六頁。
- (50) 安西敏三「福沢諭吉とA・d・トクヴィル『アメリカのデモクラシー』(一)」『甲南法学』四七卷二号(甲南大学法学会、平成一八(二〇〇六)年一二月)、一三六頁。
- (51) 前掲、安西敏三「福沢諭吉とA・d・トクヴィル『アメリカのデモクラシー』(一)」、一二七頁。
- (52) 安西敏三「福沢諭吉とA・d・トクヴィル『アメリカのデモクラシー』(二・完)」『甲南法学』四七卷三号(甲南大学法学会、平成一九(二〇〇七)年二月)、四三三頁。
- (53) 前掲、安西敏三「福沢諭吉とA・d・トクヴィル『アメリカのデモクラシー』(二・完)」、四七〇頁。
- (54) 安西敏三「福沢諭吉と自由主義——個人・自治・国体」(慶應義塾大学出版会、平成一九(二〇〇七)年)、参照。
- (55) 前掲、安西敏三「福沢諭吉と自由主義——個人・自治・国体」、一三三頁。
- (56) 前掲、安西敏三「福沢諭吉と自由主義——個人・自治・国体」、一六二頁。
- (57) 後平隆「ギゾー、福沢、トクヴィル」『慶應義塾大学日吉紀要フランス語フランス文学』四六(慶應義塾大学日吉紀要刊行委員会、平成二〇(二〇〇八)年)、四二頁。
- (58) 前掲、後平隆「ギゾー、福沢、トクヴィル」、四三頁。
- (59) 後平隆「ギゾー、福沢、トクヴィル(三)」『慶應義塾大学日吉紀要フランス語フランス文学』五二(慶應義塾大学

日吉紀要刊行委員会、平成二三(二〇一)年三月、二二頁。

- (60) 荻部直「福沢諭吉の「怨望」論」『歴史という皮膚』(岩波書店、平成二三(二〇一)年、所収)、参照。
- (61) 前掲、荻部直「福沢諭吉の「怨望」論」『歴史という皮膚』、一五〇頁。
- (62) 前掲、後平隆「ギゾー、福沢、トクヴィル(三)」、二七頁。
- (63) 前掲、後平隆「ギゾー、福沢、トクヴィル(三)」、三五頁。
- (64) 前掲、後平隆「ギゾー、福沢、トクヴィル(三)」、四三〜四四頁。
- (65) 前掲、石川一三夫「福沢諭吉の分権論——士族への期待」、参照。
- (66) 前掲、石川一三夫「福沢諭吉の分権論——士族への期待」、三二二頁。
- (67) 前掲、石川一三夫「福沢諭吉の分権論——士族への期待」、三二七頁。
- (68) 前掲、石川一三夫「福沢諭吉の分権論——士族への期待」、三二八頁。
- (69) 前掲、石川一三夫「福沢諭吉の分権論——士族への期待」、三三三頁。
- (70) 前掲、石川一三夫「福沢諭吉の分権論——士族への期待」、三二一頁。
- (71) 松田宏一郎「福沢諭吉と「公」・「私」・「分」の再発見」『立教法学』通号四三卷(立教法学会、平成八(一九九六)年)、一三八頁。
- (72) 辻清明『日本の地方自治』(岩波新書、昭和五一(一九七六)年)、一七一〜一七三頁。
- (73) 藤原保信『自由主義の再検討』(岩波新書、平成五(一九九三)年)、参照。
- (74) 安西敏三『福沢諭吉と西欧思想——自然法・功利主義・進化論』(名古屋大学出版会、平成七(一九九五)年)、二
三九頁。